

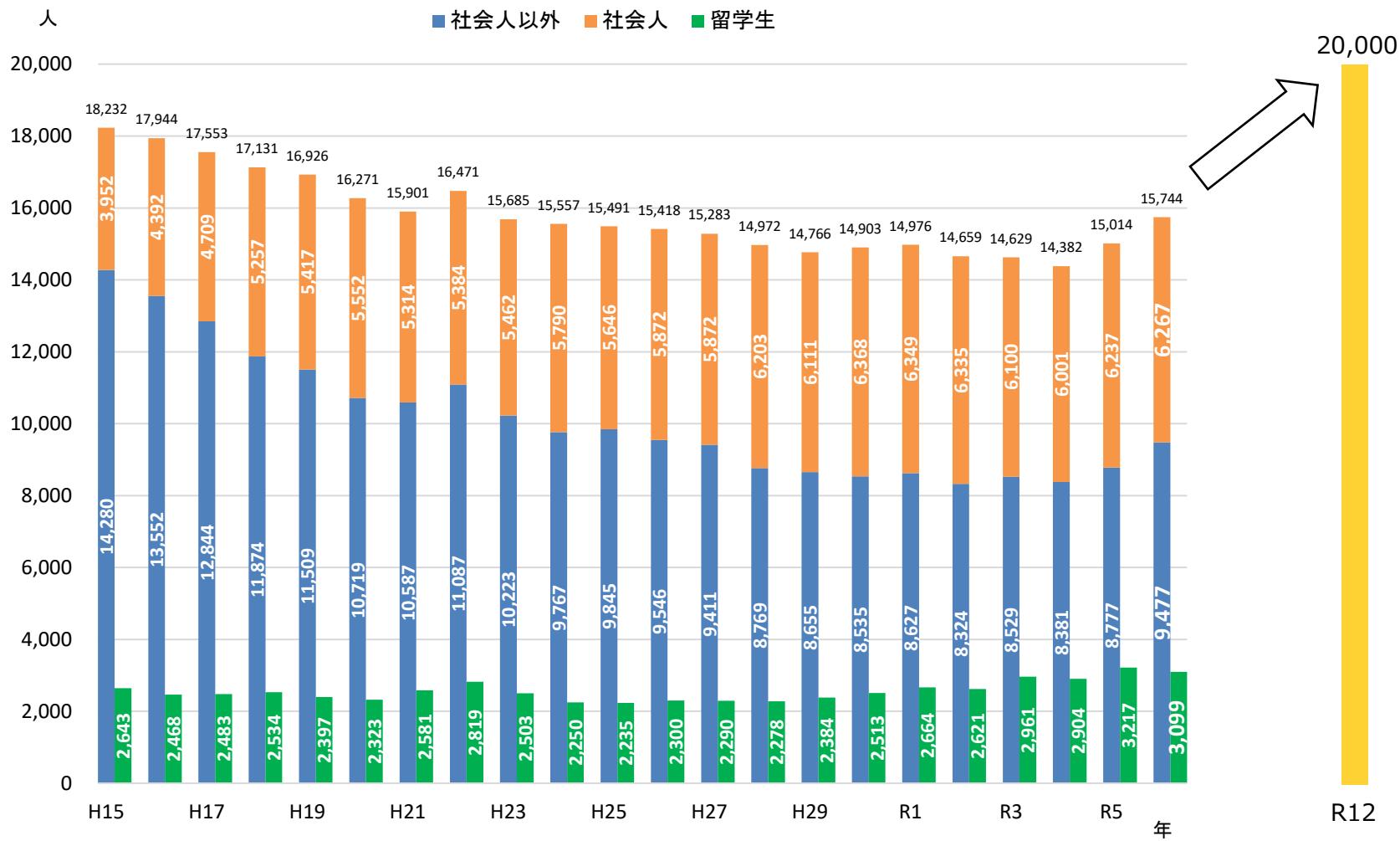


今後の科学技術人材政策の方向性について －博士後期課程学生支援について－

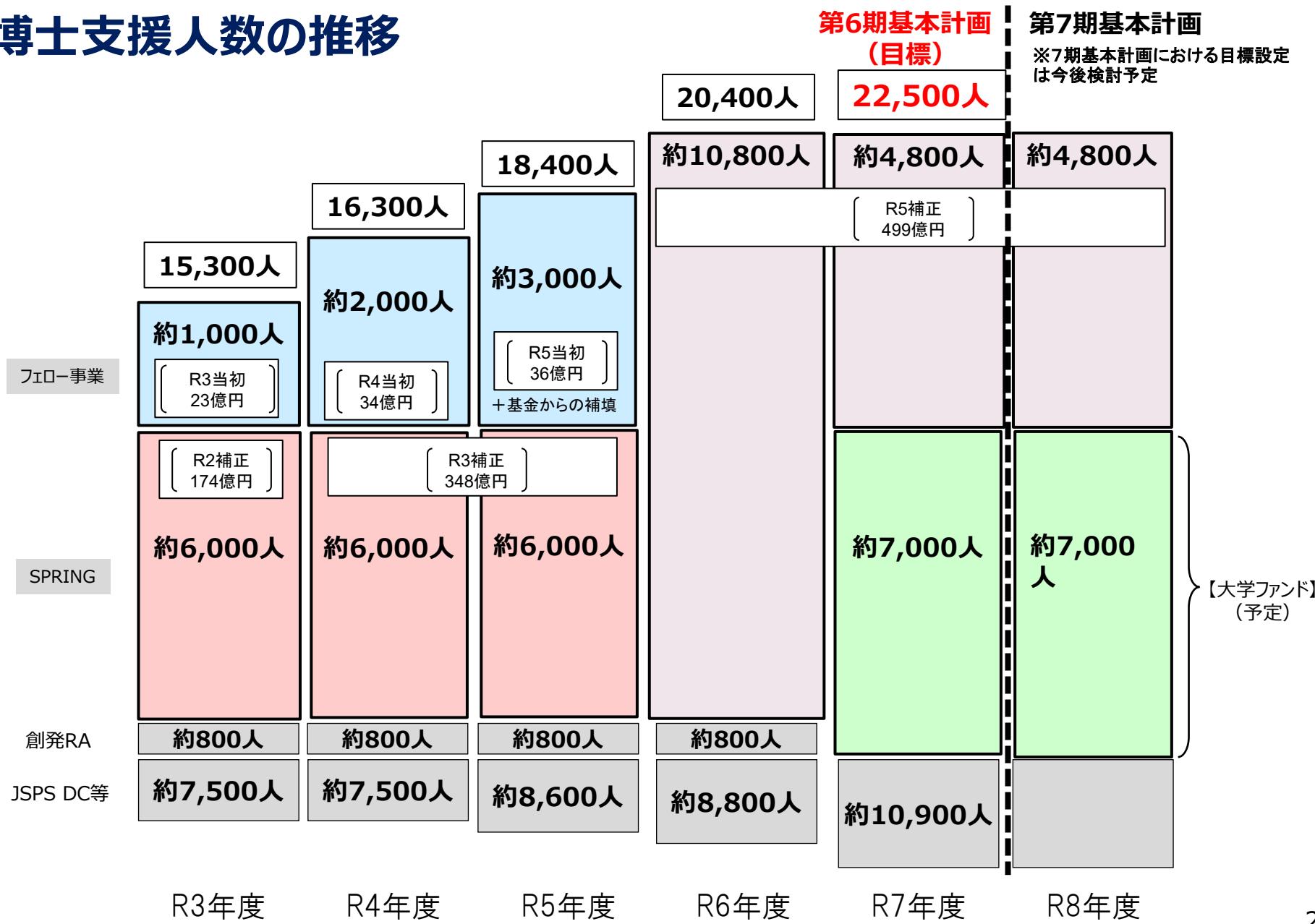
令和7年12月
科学技術・学術政策局
人材政策課

「科学の再興」における目標

- 令和7年11月18日、文部科学省の有識者会議にて、「科学の再興に向けて 提言」をとりまとめ。
 - 第7期科学技術・イノベーション基本計画において集中的に取り組む事項の一つである、「多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な育成・輩出」において、特に博士人材は「博士課程入学者数及び博士号取得者数：2030年度末までに2万人」の目標が掲げられたところ。



博士支援人数の推移



(参考) 今後の博士後期課程学生への支援事業の在り方 (案)

今後の科学技術人材政策の方向性（中間まとめ）概要 令和7年7月30日

- 博士人材活躍プランの目標達成に向けて、**博士後期課程進学への不安を解消する経済的支援等と博士人材の社会の多様な場での活躍促進**に関する支援事業の取組を**日本人学生、留学生、社会人学生の対象毎に整理**

社会の多様な場での活躍促進の方向性

○日本人学生

- <特別研究員 (DC) >
- ・研究を基にした起業を認める制度見直し
- ・SPRINGのキャリア支援プログラムの提供

- <SPRING>
- ・研究費支援の階層化・差異化（優秀な学生に対する重点支援）
- ・進路支援・キャリアパス支援を充実



○社会人学生

- ・SPRINGによる優秀な社会人学生支援の充実
(優秀な学生に対する重点支援)

○留学生

- ・SPRINGによる研究費支援の階層化・差異化
(優秀な学生に対する重点支援)
- ・SPRING学生への進路支援・キャリアパス支援を充実

○共通的な取組

- ・博士を雇用する大学独自の取組の推奨
- ・SPRING採択大学における支援好実例の展開
- ・ガイドブックやロールモデル事例集の周知

進学への不安を解消する経済的支援等の方向性

○日本人学生

- ・特別研究員制度 (DC) ブランド向上（研究奨励金の単価増等）
- ・SPRINGによる研究奨励費の支援、及び、研究費支援の階層化・差異化（優秀な学生に対する重点支援）
- ・SPRING採択大学の戦略的な取組の横展開

○社会人学生

- ・企業への税制優遇措置の周知等
- ・社会人学生の事例を把握し、好実例の展開

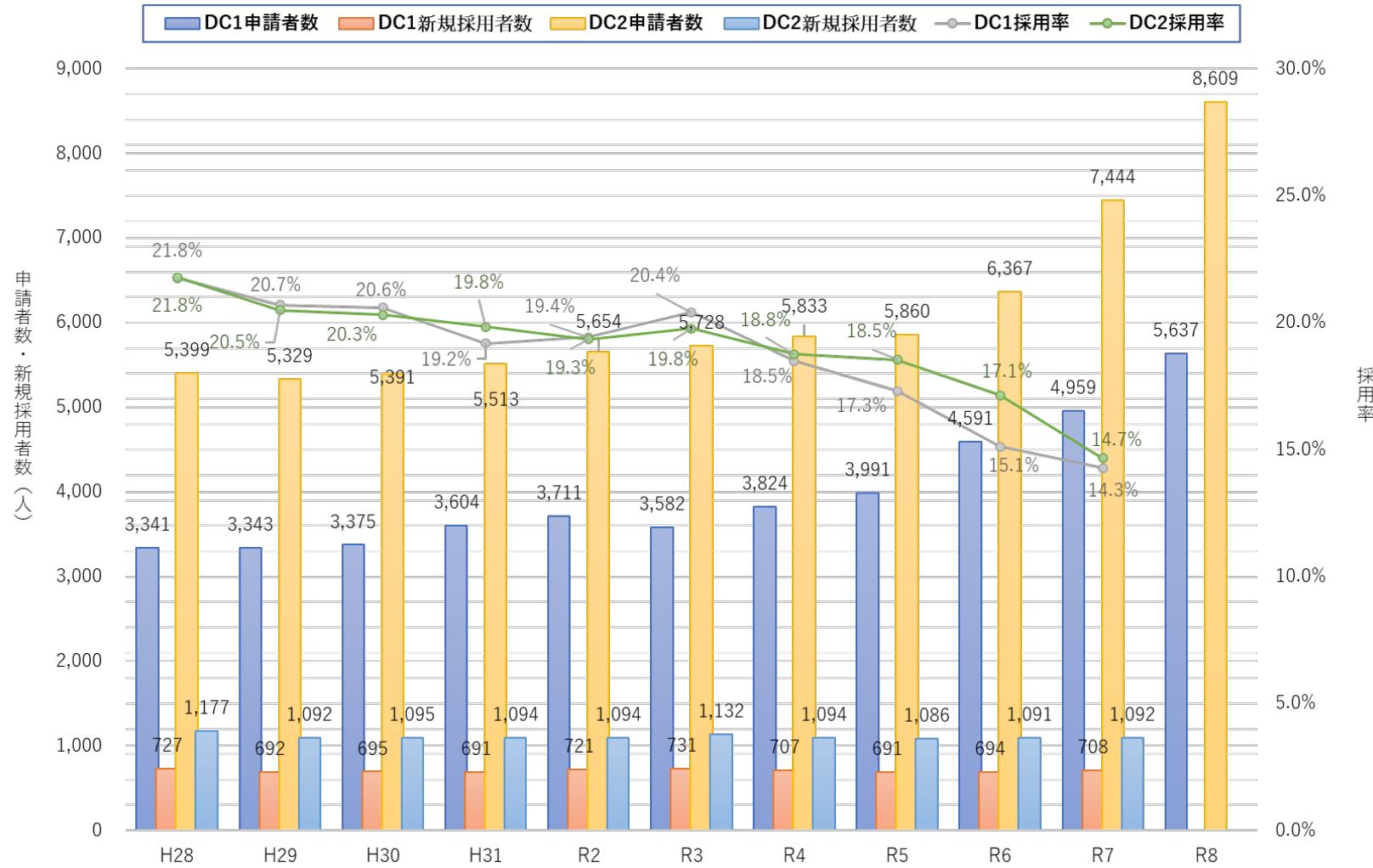
○留学生

- 特別研究員制度 (DC) ブランド向上（研究奨励金の単価増等）
- ※ SPRINGによる研究奨励費の支援は行わない

特別研究員制度DC

申請者数及び採用率の推移

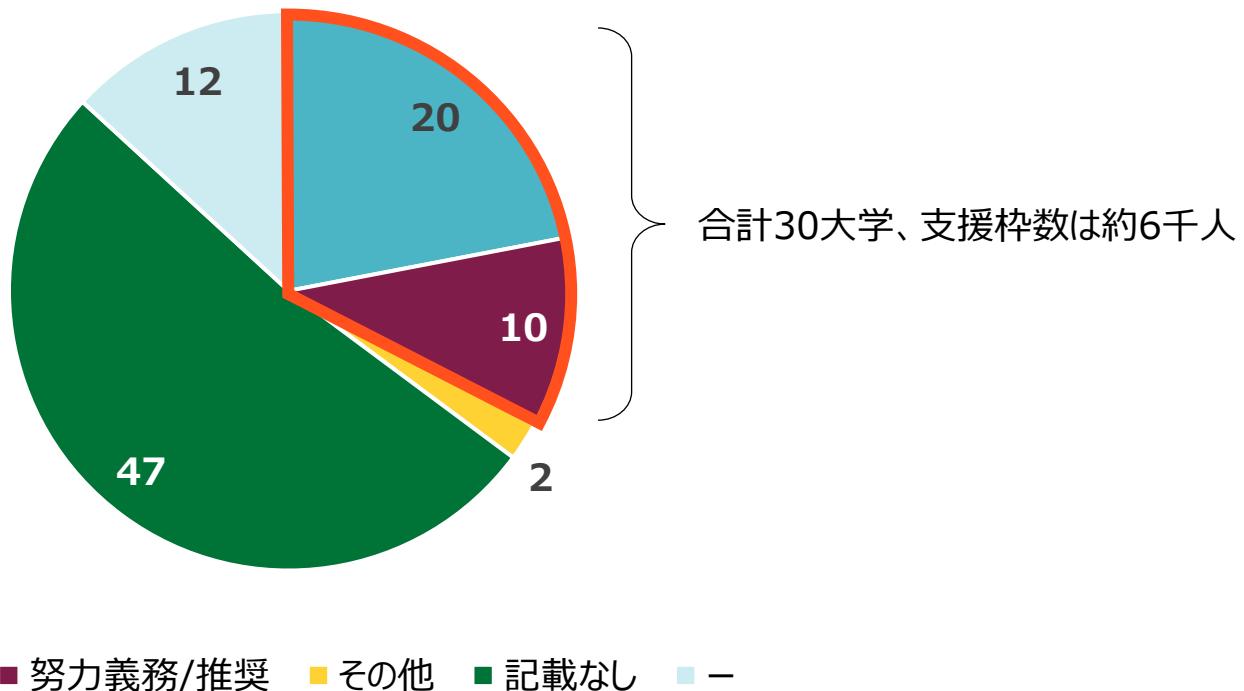
- 近年、採用者数はほぼ一定であるものの、申請者数の増加により、採用率が低下。
- 申請者数増加の要因の一つとして、一部のSPRING採択大学における申請の義務化や推奨が考えられる。



SPRING採択大学におけるDCへの申請の扱い

- SPRING採択大学において、自身の専門研究力のさらなる深化を図る等の目的で、特別研究員DCへの申請を義務化あるいは努力義務/推奨しているのを確認できた大学数は30大学（全体の約3割）、支援枠数は約6千人（全体の約55%）。

SPRING採択大学におけるDCへの申請の扱い（大学数）



※SPRING採択大学のホームページで公表されている学生の募集要項等を基に文部科学省で作成

※「その他」：審査で評価、「－」：ホームページ等に募集要項が公表されておらず情報が入手できず

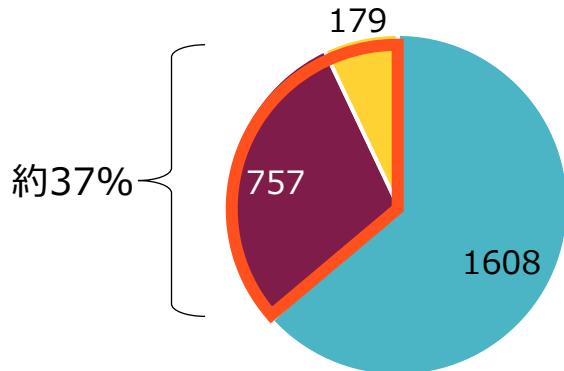
※東京科学大学（東京医科歯科大学）、東京科学大学（東京工業大学）、名古屋大学、岐阜大学は個別にカウント

特別研究員DCとSPRING支援学生の就職希望状況

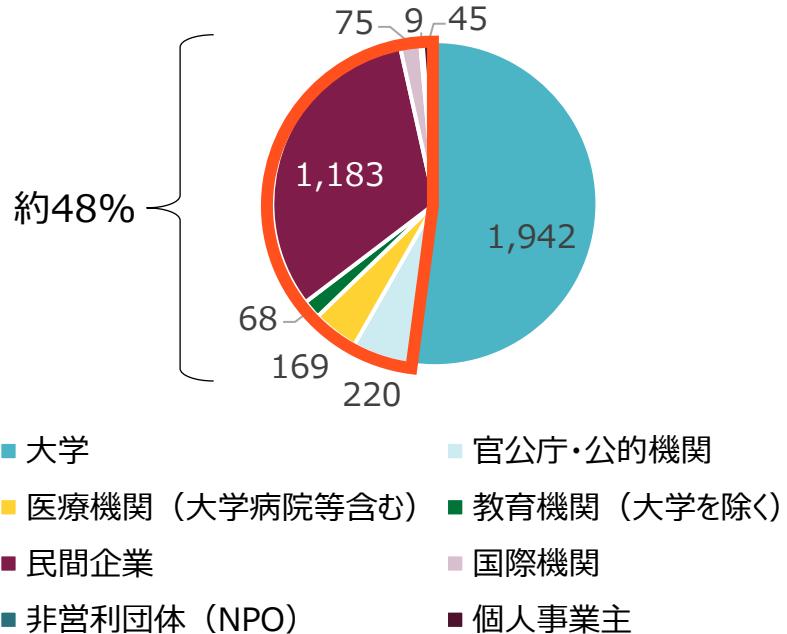
- 特別研究員DCの約37%が民間企業等のアカデミア以外への就職を希望。
- SPRING支援学生の約48%が民間企業等の大学以外への就職を希望。

※それぞれ異なる調査であることに留意

特別研究員DCにおける就職希望先



SPRING支援学生における
就職希望先



- ※日本学術振興会（JSPS）が令和7年度に実施したアンケートを基に文部科学省で作成
- アカデミア（大学・大学共同利用機関等の学術研究機関、国公立の研究機関（研究開発法人等））の研究職
 - 民間企業の研究職
 - 非研究職（初等中等教育の教員、官公庁等の行政職、民間企業の非研究開発職等）

※財務省予算執行調査（令和7年6月公表分）の学生回答データを基に文部科学省で作成

＜事業趣旨＞

主にアカデミアで活躍する優秀な研究者を育成する事業として引き続き実施すること。

資料2-2
科学技術・学術審議会 人材委員会
次世代人材育成WG（第4回）
令和7年6月26日に追記

＜今後の具体的な取組＞

➤ 優秀な修士課程学生をアカデミアに惹きつける取組の充実

- 民間企業における初任給の賃上げ等も踏まえ、本制度のブランドを維持・向上させるためにも、**研究奨励金（月額20万円）の単価増等を検討・実施する。**

➡ 令和8年度概算要求にて、**新規採用者の研究奨励金の単価増を要求（年額2,400千円⇒3,072千円）**

- 事業趣旨を踏まえ、博士課程からアカデミアにおけるキャリアの見通しを高めるため、特別研究員（DC）採用者について特別研究員（PD）との接続を高める取組を検討する。

➡ 引き続き、DCからPDへの資格変更制度※の実態等も踏まえながら、検討中。

※DC1/DC2に採用内定された者が、大学院を修了し、博士の学位を取得した場合は、所定の手続きを経て、採用期間の残期間についてPDに資格変更が可能な制度

➤ 優秀な研究者に育つ環境の充実

- 特別研究員（DC）として認められた研究計画に基づく活動が着実に進んでいることを確認するなど、一定の条件下で、**研究成果を基にした起業を認めるよう、制度的な見直しを行う。**

➡ 起業を志す研究者の増加や、大学等発スタートアップの重要性を鑑み、特別研究員の研究課題に関連する事業内容での**起業を認める手引きを改正**（令和7年10月28日）。

- 異分野や海外の研究者との交流機会の充実・拡大や、現在、大学において実施されているSPRING学生に対するキャリア支援プログラムに特別研究員（DC）学生の参加を促すための取組を推進する。

➡ 学生が希望するキャリア開発・育成に配慮しつつ、これらの支援を特別研究員（DC）を含めた**SPRINGの非対象学生等にも展開することにより、大学における研究者の能力開発につなげることが望まれる旨をSPRING新制度の次回公募において記載。**

特別研究員DCについてご議論いただきたい事項

- 特別研究員DCは、優秀な博士後期課程学生を支援する事業であることから、申請者数の増加は望ましいとする考えがある一方で、採用率の低下は学生の応募意欲に影響しうることから、その事業趣旨を踏まえた対応を検討すべきではないか。
例：「アカデミアで活躍する優秀な研究者を育成する事業」であるとの周知・理解の徹底 等
- 特別研究員DCとSPRINGでは、その事業趣旨により取組が異なることや、支援学生が希望する就職先に違いがあることを踏まえ、学生の希望するキャリアパスに応じた支援を実施すべきではないか。
例：SPRING採択大学におけるDCへの画一的な申請指導ではなく、学生の希望に沿った指導の推奨 等
- 新規採用者の研究奨励金の単価や採用者数について、どのように考えるべきか。
例：事業趣旨を踏まえたDCブランドの向上・SPRINGとの差別化や、SPRINGの事業開始による博士支援の充実等の状況も踏まえた在り方 等
- 博士課程からアカデミアにおけるキャリアの見通しを高めるため、特別研究員（DC）採用者について特別研究員（PD）との接続を高める取組を検討すべきではないか。
例：DCからPDへの資格変更制度の実態等も踏まえた検討 等
- その他に改善・検討を要する事項

次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING)

＜事業趣旨＞

1. 主として**日本人学生の博士後期課程への進学**を支援すること。
2. 在学中、**学生が安心して、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究活動に専念**できるようにすること。
3. 博士号取得者が、アカデミア・産業界など、社会の多様な場で活躍できるよう、**大学がキャリア支援や環境整備を行う**こと。

＜具体的制度設計における考え方＞

➤ 日本人学生

- 日本人学生が博士後期課程に進学しない要因の一つは、**生活への経済的不安と職業的な不安定さ**であり、本制度において、（必要最低限の）**研究奨励費（生活費相当額）を支援**する。
- 大学において、（SPRING支援学生を含む）博士後期課程学生を研究者又は研究の職に当たる者と明確に位置付け、**個人の研究活動に係る研究費を支援**する。
- 当該**研究費については**、分野や研究活動の内容・質に応じて、必要な金額が多様であることに鑑み、申請者の要望及び当該申請者の研究実績や成績等に基づき、**支給額を階層化・差異化**する。

➤ 留学生

- 本事業の趣旨を踏まえ、また、留学生自身はそもそも**日本の大学の博士後期課程進学を目的に来日かつ私費留学も多い**ことに鑑み、留学生に対する**研究奨励費（生活費相当額）の支援**は行わない。
- 博士後期課程における研究活動に関しては、**大学の研究活動の活性化・学生の質の向上**の観点から、日本人学生と同等に扱うことが適當あるため、留学生**個人の研究活動に係る研究費を支援**する。
- ただし、申請者の要望及び当該申請者の研究実績や成績等に基づき、**支給額を階層化・差異化**する。

➤ 社会人学生

- 企業等の組織・機関に所属しており、給与を支給されている者には、研究奨励費（生活費相当額）の支援は行わない。ただし、（組織・機関に所属しつつも、）無給による博士後期課程進学者については、引き続き、支援対象とする。
- 博士後期課程の研究活動については、**大学全体の研究活動の活性化・学生の質向上**の観点から、他の学生と同等に扱うことが適當であることに鑑み、社会人学生**個人の研究活動に係る研究費を支援**する。
- ただし、申請者の要望及び当該申請者の研究実績や成績等に基づき、**支給額を階層化・差異化**する。

SPRINGの見直しに向けたスケジュール

- 令和9年度からの新制度による支援実施に向けて、**令和8年2月を目途に大学の公募を開始、9月頃に支援大学を決定**する予定。その後、採択大学において学生を選抜。
- ただし、新制度へのスムーズな移行のため、**令和8年度から新制度※での支援を推奨**。
※留学生に研究費のみを支援、社会人学生への研究費支援、研究費の階層化・差異化
- 現行制度の支援対象となる留学生は、「**学生にとって不利益変更**」にならないように配慮して整理。

支援の開始時期	支援の内容
令和7年度以前より支援を実施	標準修業年限まで現行制度による支援を継続。
令和7年度から支援を開始	標準修業年限まで現行制度による支援を継続。
令和8年度から支援を開始	基準日※の前日以前に学生を採択済または募集開始済の場合は、標準就業年限まで現制度で支援可能。基準日以降に学生の募集を開始する場合、令和9年度以降は新制度による支援（研究奨励費（生活費相当額）の支援は不可）で、令和8年度については新制度による支援を推奨するが、現行支援も可能。※基準日：令和7年9月1日
令和9年度以降に支援を開始	新制度による支援を開始。

新制度における支援内容（案）

	現行	新制度	単価 (万円/枠・年)
区分1 主に日本人学生	<p>＜研究奨励費（生活費）＞ 180万円～240万円/年 ⇒平均220万円/年</p> <p>＜研究費＞ 0円は不可。 研究奨励費（生活費）と研究費の合算は220万円以上。 ⇒平均40万円/年</p>	<p>＜研究奨励費（生活費）＞ 180万円～240万円/年 ⇒平均220万円/年</p> <p>＜研究費＞ 0円は不可。研究奨励費（生活費）と研究費の合算は220万円以上。 特に優秀な学生に対して重点化などの支援（階層化・差異化）。 ⇒平均40万円/年（追加40万円/年※）</p>	<p>ベース290万円 +階層化・差異化 40万円</p>
区分2 主に在留資格が「留学」の者	キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費を含めて最大290万円/枠・年を支援	＜研究費＞ 優秀な留学生に対して支援するとともに、特に優秀な学生に対して重点化などの支援（階層化・差異化）。 ⇒平均40万円/年（追加40万円/年※）	<p>ベース70万円 +階層化・差異化 40万円</p>
区分3 社会人学生※	原則、支援なし	＜研究費＞ 優秀な社会人博士に対して支援するとともに、特に優秀な学生に対して重点化などの支援（階層化・差異化）。 ⇒平均40万円/年（追加40万円/年※）	<p>大学事務費として10万円/枠・年を支援</p> <p>ベース50万円 +階層化・差異化 40万円</p>
対象ではない学生	キャリア支援プログラムは受講可	キャリア支援プログラムは受講可	—

※ 主に生活費相当額として十分な水準（240万円/年以上）で、給与・役員報酬等の固定的・安収入を得ていると認められる者

※ 階層化・差異化のための研究費支援について

支援学生（各大学の支援枠）の10%に対して、40万円ずつ追加支援。JSPS特別研究員DC（採択率DC1：15.1%、DC2：17.1%）は、平均約80万円/年の科研費（特別研究員奨励費）を支援されていることを踏まえて、支援割合10%及び単価40万円を設定。

新制度で研究奨励費の支援対象となる学生（区分1）の整理

区分	該当例		在留期間	対象の可否	
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		－	○	
②特別永住者 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条)	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○	
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	○	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	○	
④定住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のベトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親など		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	×	
	上記のうち将来永住する意思があると認められた者			○	
⑤家族滞在 (出入国管理及び難民認定法別表第1)	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	×	
	①上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者			○	
	②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者				
⑥右記の在留資格により在留する者 (出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五)	(1) 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2) 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3) 文化活動、短期滞在 (4) 留学、研修 (5) 特定活動		区分の内容に応じて15日から5年の期間(高度専門職の一部は無制限)	×	

以下、参考

(参考) 令和8年度採用分特別研究員（PD・DC2・DC1）の募集から採用までのスケジュール



特別研究員PDの申請者数及び採用率の推移

